

令和7年度 第3回 大野市環境保全対策審議会 議事録

日 時 令和7年12月23日（火）午後7時～午後8時10分
場 所 結とぴあ 3階 302号室

○出席者

委 員：10名（1名欠席）

大野市：5名（くらし環境部長【幹事】、環境・水循環課職員【事務局】4名）

1 開会

事務局より開会

2 会長あいさつ

会 長：近年、地球温暖化に伴う気候変動により、福井県においても異常気象が続いている。このような状況下で、大野市の豊かな自然環境や水環境を維持するためには、環境基本計画が重要であると考える。本日は環境基本計画の最終案が提示されている。皆様からご意見をいただき、ご承認いただきたいと考えている。

3 議事

（1）第三期大野市環境基本計画（最終案）について 資料1～3

資料に基づき事務局より説明

（意見等）

○数値目標「自然体験会の参加人数」について

委 員：数値目標の「自然体験会の参加人数」について、令和6年度の基準値は68人であり、令和12年度の目標値は100人とされているが、少ないのでないかと考える。小学生の数は相当数いると思われる。

事務局：この数値目標は、当課が実施する「自然ふれあい探検隊」事業の参加人数である。これまで市が設定する数値目標は、総合計画を含め、右肩上がりとなるような過度に高い目標を設定してきた。しかし、人口減少が進む中で、検証時に到達できない目標が多数発生していた。このような経緯を踏まえ、総合計画を含め全庁的に、参加人数に関する目標は背伸びをせず、現実的な水準で設定する方針となつた。そのため、今回の目標値を設定したものである。

○欠席者への報告について

委 員：本日は環境基本計画（最終案）を決定する場であるが、欠席している委員がいる。以前、私は欠席する際には代理を出すよう指示されたことがある。このような重要な会議を欠席する場合には、代理を出すべきである。また、欠席した委員に対して会議の報告を行っているのか確認したい。さらに、欠席した委員のほか、市

職員も名簿に記載されている方が出席していないと思われるが、その点について
は最初に報告すべきではないかと考える。

事務局：欠席した委員については、会議後に議事録を送付し、情報共有を行うとともに、
意見を伺う体制を整えている。職員については体調不良により急きょ欠席となっ
た。最初の報告で漏れがあり、申し訳ない。

○議題の承認要件について

会長：審議会として議題を承認するにあたって全員の承認が必要なのか。

事務局：要綱において、出席者が 2 分の 1 以上で会議が成立し、採決については承認が 2
分の 1 以上で可決すると規定されている。

○パブリックコメント結果について

会長：今回、環境基本計画のパブリックコメントを実施したところ、「意見なし」であ
ったとのことであるが、このことに対する事務局の受け止めは。

事務局：今回、同時期に複数の計画のパブリックコメントを実施したため、市民の関心が
分散した可能性があると考えている。環境基本計画には意見がなかったが、他の
計画には意見が寄せられた。

■審議結果

第三期大野市環境基本計画（最終案）について

———— 全会一致で可とする ————

(2) 令和 6 年度の公害の状況について 資料 4

資料に基づき事務局より説明

(意見等)

○テトラクロロエチレンについて

委員：土壤汚染に関するテトラクロロエチレンの事案について再度説明をお願いする。

事務局：平成元年、七間通り周辺の店舗において、事業で使用していた薬剤が漏れる事案
が発生した。検出された物質はテトラクロロエチレンであり、有機塩素系溶剤に
分類されるものである。この物質は揮発性が非常に高く、当時は煮沸して飲用する
よう指導したが、それでも不安を訴える住民がいたため、仮設水道を設置し、
その水を利用してもらった。以降、現在まで約 35 年間、四半期ごとに水質検査
を継続している。発生源については土壤の撤去などの対策を講じたが、完全には
除去できず、検査では基準値を超過する場合がある。なお、発生源の隣接地点でも
水質検査を実施しているが、そこでは全く検出されていない。市としては強制
排水ポンプを 3 基設置し、これが有効に機能していると考えている。人体への影響
については、テトラクロロエチレンの基準値は 0.01mg/L であり、この値は成

人男性が数十年飲用したとしても人体に影響が出るか否かという程度の微量な濃度である。現時点では深刻な人体への影響はないと考えている。

○大気汚染及び水質汚濁に関する検査結果について

委 員：大気汚染については、県が測定を実施している。先ほどの事務局からの説明のとおり、基本的に環境基準は満たしている。ただし、光化学オキシダントについては、基準を超える場合がある。この物質は全国的に基準を超過しており、大野市が特別に高いわけではない。基準を超えることはあるが、その場合でも健康影響が直ちに生じるレベルには達しないことがほとんどである。全国並みの状況であり、過度に心配する必要はないと考える。水質汚濁については、県が河川の水質検査を実施している。県と国土交通省が分担して大野市域の測定を行っていることを補足する。

○光害に関する苦情について

委 員：光害の苦情は寄せられているのか。

事務局：本年度、民家からの光がまぶしく気になるため、入眠できないという趣旨の苦情が寄せられた事案があった。

○所有者が分からぬ空き家・空き地に関する苦情への対応について

副会長：所有者が分からぬ空き家に関する苦情にはどのように対応しているのか。

事務局：空き家対策は防災防犯課の所管であり、当課に回ってくるのは主に空き地対策である。建物は登記されていない場合が多く、税務台帳や固定資産台帳を確認しながら所有者を追跡することになる。土地については必ず登記がされており、所有者を把握できる。当課が扱う空き地については、これまで所有者が不明であった事例はない。通常は県外在住の所有者に市から通知を行うと、所有者が業者に委託して管理や売却を進めるため、放置された事例はほとんどなかった。ただし、昨年度1件のみ、自己破産後に相続放棄され、所有者が不存在となった土地があった。この土地は市道に面しており、県道への出入口で危険との苦情が寄せられたため、市が管理者として最低限の安全対策を講じた。

(3) その他について

○水路からの悪臭について

委 員：ある地区で水の流れが悪く、水路から悪臭がするという苦情が出ている。普段から水の流れが悪く、さまざまな物が溜まり悪臭が発生しているようである。該当する家に改善をお願いすることもできず、対応に困っている事例がある。私の周囲でそのような事例があることを報告する。

事務局：具体的な水路の場所は不明であるが、下水道に加入していただければ問題は解消されると考える。水の流量を増やすことは困難があるので下水道への加入をお願

いしていきたい。

○事務局より連絡

事務局：本年度は環境基本計画に関し、3回の審議会を開催した。資料が膨大であり、皆様にはご負担をおかけしたが、おかげさまで最終案として承認いただき、感謝申し上げる。来年度は年1回の開催を予定している。主な内容は年次報告書であり、本年度より早い時期に提示する予定である。

4 開会

副会長：本日、第三期環境基本計画をお認めいただいたところであるが、策定後は設定した数値目標を達成することが重要であると考えている。数値目標の達成に向けては、今後とも皆様のご支援を賜りたいとお願い申し上げる。

>>終了